

許可番号 第09143004313号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J & T環境 株式会社

代表取締役 長谷場 洋之

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 広 直 幹



許可の年月日 令和 6年 8月 1日

許可の有効年月日 令和13年 7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、破碎・造粒、造粒、中和、油水分離）、最終処分（埋立）

産業廃棄物の種類

- 〔焼 却〕 汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
紙くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）
木くず（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 〔破 碎〕 廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
紙くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）
木くず（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
繊維くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）
- 〔破碎・造粒〕 廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
紙くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）
木くず（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
繊維くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）
- 〔造 粒〕 鉱さい（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）
- 〔中 和〕 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 〔油水分離〕 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 〔埋 立〕 燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）（石棉含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
廃プラスチック類（廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石棉含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
木くず（石棉含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
金属くず（廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。）（石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

広島県福山市鋼管町1番地 昭和48年4月1日設置

処理能力 85.2 t/日

譲受け許可年月日 平成17年8月1日 許可番号 第B00003号

（届出年月日 昭和47年10月4日）

(2) 破砕施設

イ 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類 72.0 t/日 紙くず 53.5 t/日

変更許可年月日 平成31年3月25日 許可番号 第B00022号

（許可年月日 平成20年1月23日）

ウ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 24.0 t/日 紙くず 12.0 t/日

木くず 35.76 t/日 繊維くず 18.0 t/日

許可年月日 令和6年1月25日 許可番号 第A00080号

エ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 26.4 t/日 紙くず 15.84 t/日

木くず 39.84 t/日 繊維くず 18.24 t/日

許可年月日 令和6年1月25日 許可番号 第A00081号

オ 広島県福山市箕沖町115番1 令和7年12月18日設置

処理能力 廃プラスチック類 14.4 t/日

許可年月日 令和7年12月1日 許可番号 第A00085号

(3) 造粒施設

ア 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、鉍さい 24.0 t/日

イ 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず 72.0 t/日

ウ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、鉍さい 432.0 t/日

(4) 中和施設

広島県福山市鋼管町1番地 平成13年7月1日設置

処理能力 廃酸 12.96 m³/日 廃アルカリ 5.76 m³/日

(5) 破砕・造粒施設

広島県福山市箕沖町115番1 平成24年8月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 19.2 t/日

変更許可年月日 令和6年10月21日 許可番号 第C00033号

（許可年月日 平成24年2月27日）

(6) 油水分離施設

広島県福山市鋼管町1番地 昭和48年3月15日設置

処理能力 11 m³/日

譲受け許可年月日 令和3年9月30日 許可番号 第B00066号

（届出年月日 昭和47年10月6日）

(7) 最終処分場

ア 広島県福山市鋼管町1番地 平成2年9月1日設置（安定型）

埋立地の面積 11,117 m² 埋立容量 25,129 m³

変更許可年月日 平成18年11月30日 許可番号 第B00001号

（届出年月日 平成元年11月29日）（石綿含有産業廃棄物を含む。）

イ 広島県福山市鋼管町1番地 平成2年9月1日設置（管理型）
 埋立地の面積 90,342m² 埋立容量 520,226m³
 変更許可年月日 令和2年4月20日 許可番号 第B00002号
 （届出年月日 平成元年11月29日）（石綿含有産業廃棄物を含む。）

(8) 保管施設

ア	広島県福山市鋼管町1番地	面積 30m ²	保管上限 40m ³	汚泥
イ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 80m ²	保管上限 200m ³	汚泥、廃油
ウ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 110m ²	保管上限 114.8m ³	廃プラスチック類
			保管上限 296m ³	紙くず、木くず*
エ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 94.6m ²	保管上限 179m ³	廃プラスチック類
オ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 92.7m ²	保管上限 176m ³	廃プラスチック類
キ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 65.4m ²	保管上限 124m ³	
				廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
ク	広島県福山市箕沖町115番1	面積 92.7m ²	保管上限 176m ³	
				廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
ケ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 14.0m ²	保管上限 26m ³	選別残渣
コ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 23.5m ²	保管上限 9.4m ³	鉋さい
ス	広島県福山市鋼管町1番地	面積 7.5m ²	保管上限 15m ³	廃酸
セ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 7.5m ²	保管上限 15m ³	廃アルカリ
ソ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 98.6m ²	保管上限 148m ³	廃プラスチック類
タ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 98.6m ²	保管上限 148m ³	廃プラスチック類
チ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 5.0m ²	保管上限 15m ³	廃酸
ツ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 5.0m ²	保管上限 15m ³	廃酸
テ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ト	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ナ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ニ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ホ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 5.5m ²	保管上限 6m ³	廃プラスチック類
ヘ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 23.28m ²	保管上限 16m ³	廃プラスチック類
ノ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 456.4m ²	高さ 3.5m 保管上限 702m ³	
				廃プラスチック類
ハ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 9.6m ²	保管上限 30m ³ ×2	廃油

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	9月	1日	変更許可
平成20年	3月	13日	書換交付
平成20年	4月	16日	変更許可
平成20年	5月	29日	変更許可
平成21年	6月	30日	業の一部廃止
平成21年	7月	10日	変更許可
平成22年	2月	1日	変更許可
平成22年	3月	31日	変更許可
平成22年	8月	4日	更新許可
平成22年	8月	11日	変更許可
平成23年	1月	6日	変更許可
平成23年	10月	20日	変更許可
平成24年	11月	2日	優良確認
平成29年	8月	8日	更新許可及び優良認定
令和3年	11月	15日	変更許可
令和6年	8月	7日	更新許可及び優良認定
令和6年	11月	19日	事業の用に供する施設の変更
令和8年	1月	6日	事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

